

委員会報告



総務文教
常任委員会

委員長 菊地 清一郎

なることを想定している。火葬場にいる職員ということではない。

質問▼火葬場と市民の関係は、今までと変わりないか。

答弁▼今までと変わりはない。市民課に死亡届を出したら火葬許可証が発行されるので、そのときに火葬場の使用料をいただくことになる。

「一般職の職員の給与に関する法律」の一部が改正されたことから、条例改正を行うもの。

審査の中では、

質問▼扶養手当の額を段階的に改定するということについて説明を願う。

答弁▼現行は、配偶者1万3000円、子6500円等となつていて、国公基準に基づいて改正するのでもつていくこととなる。平成29年度、平成30年度の2年間は、配偶者1万円、子8000円等となり、平成31年度からは配偶者6500円、子1万円等となっていく。

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の制定に伴い、条例改正を行うもの。

審査の中では、

質問▼低炭素住宅とはどういうもの指しているのか。

答弁▼一般的に二酸化炭素の排出が抑制されるというのが大前提である。

それ以外の通常の住宅と比べて二酸化炭素の排出量が1割程度減になつてているとか、トイレの便器などに節水機器を利用しているというような節水対策、ヒートアイランド対策などが住宅に盛り込まれているというのが条件となる。

質問▼既に建つていても対象になるのか。

質問▼その他必要な職員を置くことがあるが、火葬場の職員を言うのか、元々の事務組合のほうを言うのか。

答弁▼伊達市の職員（経済環境部長、環境衛生課長、環境衛生課の職員）が併任の形で組合の職員と



西胆振消防組合消防本部・伊達消防署

審査の中では、

質問▼働き方改革、子育てしやすい環境等から見直されたものである。

答弁▼既存の家は対象にならない。今後新築されるものについて適用される。

■伊達市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

■伊達市手数料条例の一部を改正する条例

■伊達市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊達市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例



「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、条例改正を行うもの。

以上、付託された4案件は、全員一致で「原案のとおり可決すべきもの」と決定しました。

所管事務調査

《1月23日㈪》

★市民参加条例について

「伊達市市民参加条例」の施行から10年が経過し、これまでの市民参加の実施状況や「伊達市市民参加推進会議」の活動状況、市民参加実施状況に対する意見書等の説明を受け調査を行った。

質問▼パブリックコメントが提出される意見数の状況は。

答弁▼市民から提出される意見数は依然として少ない傾向となつてはいるが、参加しやすくなるようこれまで様々な配慮・工夫を実施している。

質問▼パブリックコメントも良いが、違った市民の意見を聞く場の考えは。

質問▼これまでの合併特例債発行状況は。

質問▼若者の参加についての考えは。

答弁▼昨年、100名の若い人たちと話をする企画を行った結果、若い人たちが伊達市のまちづくりにいろいろな意見をもつてていることがわかった。

そういう人たちの中から今後の伊達市のまちづくりに参加することをはたらきかけていく。

どを作っている。
今後も行政側から市民の意見を聞ける環境をつくるのが課題と考える。

歴史の杜プール建設、JR伊達紋別駅自由通路、だて歴史の杜食育センター整備運営事業、だて歴史文化ミュージアム整備事業などである。

質問▼平成32年以降、合併特例債がなくなつたときの財政の考えは。

答弁▼今後は大きな事業がなくなつていく、既存施設の維持管理を計画的に平準化していく。

答弁▼説明会などでは、なかなか人に集まっていたことが難しいのが現状である。
関係団体に直接、話を聞く場な

質問▼養護老人ホーム潮香園建設事業、まなびの里パークゴルフ場整備事業、総合運動公園整備事業、





現地調査の様子



産業民生
常任委員会

委員長 小久保 重孝

■市道の路線の認定及び廃止について

新たな火葬場建設計画に伴い、火葬場周辺の土地と道路の整備が行われ、新たに市道の路線認定が上程されました。

■審査の中では、
質問▼今の施設、設備と変わることとは何か。

答弁▼現状のガソリンスタンドと同様の施設となる。

増える施設として、洗車機を1基設置する予定。事務所棟は今より約1・5倍の大きさを考えてい る。

質問▼休業期間中、灯油の配達はどうなるのか。

火葬場周辺の現地に出向き、国 有地部分の確認などを行いました。

答弁▼休業中の灯油の配達については、JAとうや湖壮瞥支店に電話す ると、配達していただけることになつておらず、大滝区民にはチラシで 周知している。

この改定により、一定の割合で公 園を設置しなければならない点を 緩和することで、開発目的に沿つた 有効活用ができるようになる。

■大滝サービスステーション条例

大滝区の地域住民への石油製品の 安定的な供給を確保するとともに、 災害発生時における石油製品の供 紾拠点として住民生活の安定を図 るため、「大滝サービスステーション」を開設し、その設置及び運営 管理事項を定める条例を制定する もの。

質問▼第2条の「事業によって利益 を受けると認めたもの」に該当する 農家数、事業者数はいくつあるのか。

答弁▼この条例により1軒が該当 する。

■伊達市都市計画法に基づく開 発許可の基準の緩和に関する 条例

■伊達市畜産担い手育成総合整 備事業分担金徴収条例

国と北海道の補助金による畜産担 い手育成整備事業を活用して、畜 産の生産性を高めるために、草地の 改良整備を行うこととしており、こ れに伴い受益者から分担金を徴収す るため、条例を制定するもの。

■審査の中では、

質問▼第2条の「事業によって利益 を受けると認めたもの」に該当する 農家数、事業者数はいくつあるのか。

答弁▼この条例により1軒が該当 する。

■伊達市介護保険条例の一部を 改正する条例

伊達市放課後児童クラブとして 「第3やまびこ児童クラブ」を新設 することに伴い、その名称及び位置 を規定するため、所要の条例改正 を行うもの。

■伊達市放課後児童クラブ設置 条例の一部を改正する条例

開発区域の面積規模の最低限度を 緩和し、公園等を適正かつ効率的 に管理するため、条例を制定する もの。

この改定により、一定の割合で公 園を設置しなければならない点を 緩和することで、開発目的に沿つた 有効活用ができるようになる。

「都市計画法施行令」の一部改正 に伴い、公園等の設置が義務付け られる開発行為の基準において、

消費税率引上げに対する国の低 所得者負担軽減策により、平成27 年4月から、特に所得の低い方の 介護保険料の軽減を実施してきた が、消費税率10%への引上げが延 期されたことに伴い、市民税非課 税世帯全体を対象とする介護保険 料の軽減の実施が延期されたことか ら、平成29年度も現行の軽減内容 を継続するため、所要の条例改正 を行うもの。

以上、付託された6案件は、全員一致で「原案のとおり可決すべきもの」と決定しました。

所管事務調査

《1月24日(火)》

★社会福祉法人道塾会との意見交換会

伊達市養護老人ホーム潮香園を指定管理する社会福祉法人道塾会の皆さんにお越しいただき、養護老人ホームの現状と課題について意見交換を行った。

《3月13日(月)》

★いぶり噴火湾漁業協同組合との意見交換会

「伊達市における漁業の状況について」をテーマに、いぶり噴火湾漁業協同組合の伊達と有珠の支所長代理との意見交換会を行い、就業者数と水揚げの推移や養殖ホタテと付着物とゴミの状況について説明を受けた。

「(仮称) 大滝風力発電事業」反対の意思表示を求める請願

この請願は、現在計画が進んでいる(仮称)大滝風力発電事業に対して、自然生態系・土砂くずれ・水質への影響、騒音・低周波音による人体への影響、風車林立による景観への影響を懸念し、計画中止を求め1683筆(伊達市741筆、内大滝区418筆)の署名が集まつたことにより、大滝区住民7名(代表 服部耕平氏)から提出されました。

委員会当日は、大滝区をはじめとする市民が多数駆け付け傍聴をする中での審査となりました。冒頭の質疑では、所管する商工観光課長から進捗状況として、環境アセスメントの手続きの中で、方法書(どのような方法で調査・予測・評価していくのかという計画図書)の縦覧が行われている段階であることや、国と北海道による認可権限の中で伊達市が関われる権限は限定されているという点などが説明されました。

この質疑を経たのち、正副委員長を除く全委員から請願に対する意見が述べられ、副委員長から討論の通告があり、討論が行われました。

討論の要旨は、次世代エネルギーパークの認定を受けている伊達市において風力発電を否定するものではない。また、今回の計画に対して本市が国及び北海道の権限の中で実効性のある行動を求ることはできない。

しかし、計画中止を求める署名に賛同した大滝区住民をはじめとする1,683名の不安は十分理解されるので、各委員からの意見等を総合

的に判断し趣旨採択すべきものでした。

採決の結果、全員一致で趣旨採択すべきものと決定いたしました。



※趣旨採択とは…

請願や陳情に対して議会がその内容を審議して決定した賛否の意思決定をするとき、願意が妥当であり、実現可能である場合に議会として賛同する意味で「採択」という表現で意思決定を行います。

この議会の意思決定は、理論的には「採択」か「不採択」の2種類しかありませんが、議会として、請願の願意については十分に理解できるが、実現性の面で確信が持てないといった場合に採られる請願に対する決定の方法として「趣旨採択」という方法があります。

